

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

前項の傷害には、身体外部から有害ガス又は有害物質を偶然の一瞬に吸入、吸収又は摂取したときと急激かつ突然な中毒事故による傷害及び当該事故の結果生じた結果生じた中毒症を除きます。ただし、細菌性食中毒は含まれません。

（用語の定義）

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受注型企画旅行契約の第2条第3項で定められているものをいいます。

この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等によって開始される当該企画旅行日における最初の運送・宿泊機関等サービスの提供を受けたことを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けたことを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出たときは、離脱の予定の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱し、又は復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間はその離脱した時からは「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行行程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けていない日（旅行者が当社に申し渡した）が定められている場合においては、その旨が当該日又はその日によって旅行者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

前項の「サービスの提供を受けたことを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- （1） 旅客、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
 - （2） 前項の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが上場できる飛行機機内における荷物検査等の完了時
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
ニ 車両であるときは、乗車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 第2項** サービスの提供を受けたことを完了した時とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- （1） 旅客、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時
 - （2） 前項の解散の告知が行われない場合においては、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが上場できる飛行機機内からの退場時
ロ 船舶であるときは、下船時
ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
ニ 車両であるときは、降車時
ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合一その1）

第3条 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- （1） 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （2） 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3） 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （4） 旅行者が法令に定められた運送資格を持たない、又は法令に定める正當な運転ができない船舶又は原動機付自転車（以下「原動機付自転車」といいます。）を運転して当該傷害を生じたこと。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5） 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （6） 旅行者の脳疾患、疾病又は心臓失調。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （7） 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を被る場合を除き、これはこの限りではありません。
- （8） 旅行者の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故
- （9） 戦争、外国の武力行使、革命、武装蜂起、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は騒動（この規程において、群衆又は多数者の集団の行動によって、全国に一部の地域において著しく平穏が害され、治安が著しく重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （10） 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に由来する事故
- （11） 前2号の事由に伴随して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- （12） 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

当社は、原因のいかんを問わず、頭痛症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛・他覚症状のないのに対し、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合一その2）

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

- （1） 地震、噴火又は津波
- （2） 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合一その3）

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合を除き、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

- （1） 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
- （2） 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行（いずれも娯楽を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を修理し、整備し、上りこめらるることを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないにもかかわらず補償金等を支払います。
- （3） 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便と不定期便であるとを問はず。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合一その4）

第5条の2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者が旅行者の各号に掲げられたいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払うことがありません。ただし、その者が死亡補償金の一部を受取る場合においては、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

- （1） 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （2） 旅行者が世帯を回すとする親族の事故。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でなかった場合は、この限りではありません。
- （3） 旅行者の自死行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （4） 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は法令に定める正當な運転ができない船舶又は原動機付自転車（以下「原動機付自転車」といいます。）を運転して当該傷害を生じたこと。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- （5） 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （6） 差押え、徴収、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- （7） 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意を怠ったことでも発生し得ない瑕疵を除きます。
- （8） 補償対象品が自然の消耗、さび、かび、変色、おろみ、虫食い、腐食等によって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （9） 補償対象品が液体の漏れ、流出、たばき、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害（身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。）と同様とします。若しくは死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてその状態を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定し、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げられている後遺障害のうち、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(4)、3(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に別表第3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般にその後遺障害補償金は、補償金額の50%を限度とします。

前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、かつ、その期間が3日以上を超過するときは、補償対象品に含まれません。自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。以下この条において「入院」とします。した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1） 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数 180日以上 20万円
ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
ハ 入院日数 7日未満の傷害を被ったとき 4万円
- （2） 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
ロ 入院日数 30日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
ハ 入院日数 3日以上30日未満の傷害を被ったとき 2万円
ニ 入院日数 3日以下17日未満の傷害を被ったとき 1万円

旅行者が被った場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することができなくなる状態に陥った場合は、当該状態が生じた日から、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事することができなくなる状態に陥った場合において、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院の場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（1） 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（1） 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（1） 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（2） 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 入院日数 180日以上の傷害を被ったとき 20万円
ロ 入院日数 90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円
ハ 入院日数 7日未満の傷害を被ったとき 5万円
ニ 入院日数 7日未満の傷害を被ったとき 2万円

旅行者が入院した場合においても、別表第2の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなします。

当社は、旅行者1名について入院見舞金及び死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべきときは、その合計額を支払います。

（**入院見舞金の支払い**）

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することができなくなり、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通じ、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。）をいいます。以下この条において「通院」といいます。した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- （1） 海外旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 10万円
ロ 通院日数 30日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円
ハ 通院日数 3日以上30日未満の傷害を被ったとき 2万円
- （2） 国内旅行を目的とする企画旅行の場合
イ 通院日数 90日以上の傷害を被ったとき 5万円
ロ 通院日数 30日以上90日未満の傷害を被ったとき 2万円
ハ 通院日数 3日以下17日未満の傷害を被ったとき 1万円

旅行者が被った場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事することができなくなる状態に陥った場合は、当該状態が生じた日から、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

当社は、平常の業務に従事することができなくなる状態に陥った場合において、入院見舞金を支払いません。

当社は、入院の場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、入院見舞金を支払いません。

当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（1） 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（1） 入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定
第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び入院日数とそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（別表第2の1(3)又は1(4)に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものをいいます。）に第1号に掲げる見舞金を加えて支払います。

（死亡の認定）

第11条 旅行者が搭乗する航空機もしくは船舶が航行不明となつた、又は遭難してから30日経過後に当該航空機若しくは船舶が発見されず、航空機若しくは船舶が航行不明となつた日又は遭難した日、旅行者が第1条の傷害によって死亡したものと認定します。

（他の身体障害又は疾病の影響）

第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったときに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被ったことの原因となつた事故と発生した傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する説明等の請求）

第13条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の身体診察若しくは死体の検査を請求することができます。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの説明に協力しなければなりません。旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の周知しない事由により第1条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事由を説明し、説明を求めなければなりません。

旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の説明を正當な理由なく前2項の規定に違反し、又はその説明若しくは報告に虚偽を告知し、若しくは不実の申告をしたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（**補償金等の請求**）

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

- （1） 死亡補償金請求の場合
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び戸籍簿証明書
ロ 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書
ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- （2） 後遺障害補償金請求の場合
イ 旅行者の死亡診断書
ロ 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書
ハ 後遺障害の程度を認定する医師の診断書
ニ 入院見舞金請求の場合
イ 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書
ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
ニ 当社は、前項以上の書類の提出を求めること又は前項の書類の一部の写しを認めること
- （3） 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したことを又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実の申告をしたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った損害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶発的な事故によってその所有の身の回り品（以下「補償対象品」といいます。）に損害を受けたときに、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「補償金」といいます。）を支払います。

（補償金を支払わない場合一その1）

第17条 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1） 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （2） 旅行者が世帯を回すとする親族の事故。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るべき目的でなかった場合は、この限りではありません。
- （3） 旅行者の自死行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （4） 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は法令に定める正當な運転ができない船舶又は原動機付自転車（以下「原動機付自転車」といいます。）を運転して当該傷害を生じたこと。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （5） 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （6） 差押え、徴収、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- （7） 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者又はこれらに代わって補償対象品を管理する者が相当の注意を怠ったことでも発生し得ない瑕疵を除きます。
- （8） 補償対象品が自然の消耗、さび、かび、変色、おろみ、虫食い、腐食等によって生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- （9） 補償対象品が液体の漏れ、流出、たばき、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

（1） 補償対象品の遺失忘れ又は紛失

（2） 第3条第1項第9号第12号までに掲げる事由

当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- （1） 地震、噴火又は津波
- （2） 前号の事由に伴随して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（損害補償金を支払わない場合一その2）

第17条の2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

- （1） 反社会的勢力が当該事故と認められること。
- （2） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- （3） 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- （4） 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- （5） その他反社会的勢力が社会的に非難されるべき関係を有していると思われること。

（**補償対象品及びその範囲**）

第18条 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

- （1） 2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
（1） 現金、小切手その他の有価証券、紙幣、切手その他これらに準ずるもの
（2） クレジットカード、クーポン券、航空券、バスチケットその他これらに準ずるもの
（3） 構本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で管理される電子記録媒体に記録されたものを含まず。）
（4） 車及びこれらに付属品。
（5） 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

（7） 動物及び植物

（8） その他当社があらかじめ指定するもの

（**損害額及び損害補償金の支払額**）

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害発生した時及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び当該第3項の費用の合計額のいずれか低い方と金額を基準として決定することとします。

補償対象品の1個又は1対に対しての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害額を限度として前項の規定を適用します。

当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とし、当社は、損害補償金旅行者1名に対して1回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

（**損害の防止等**）

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- （1） 損害の防止に努めること。
- （2） 損害の防止に努めた結果の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、速やかに当社に通知すること。
- （3） 旅行者が個人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

当社は、旅行者が正當な理由なく前項第1号に違反したときは、賠償請求を行うことができると認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受け取ることができると認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

当社は、次に掲げる費用を支払います。

- （1） 第1項第1号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であると認められるもの
- （2） 第1項第3号に規定する手続のために必要な費用

（**損害補償金の請求**）

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

- （1） 傷害若しくはこれに代わって旅行者の事故証明書
（2） 補償対象品の写真の取得を証明する書類
（3） その他当社が要求する書類

旅行者が前項の規定に違反したときは提出書類につき虚偽の不実の申告を表示し、又はその申告を虚偽若しくは虚偽となつたときは（第三者をしてさせたこととみなす。同様とします。）当社は、損害補償金を支払いません。

（**損害賠償がある場合**）

第22条 旅行者が損害補償金を支払うべき損害賠償がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

（**代位**）

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第1（第5条第1号関係）

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）	リュージュ、ボブスレー、スノークライム、ハンググライダー、搭乗 超軽飛行機（モータープロペラ機、マイクロライト機、ウルトラライト機）搭乗 ジェットスキー
---------------------------------------	--

別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害		
（1） 両眼が失明したとき		100%
（2） 一眼が失明したとき		60%
（3） 一眼の視覚視力が6以下となつたとき		5%
（4） 一眼の視野狭窄（さく）（正常視野の角度の合計の60%以下となつた場合を含む。）となつたとき		5%
2 耳の障害		
（1） 両耳の聴力を全く失ったとき		80%
（2） 一耳の聴力を全く失ったとき		30%
（3） 一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき		5%
3 鼻の障害		
鼻の機能に著しい障害を残すとき		20%
4 その他くは言語の障害		
（1） その他くは言語の機能を全く失ったとき		100%
（2） その他くは言語の機能に著しい障害を残すとき		35%
（3） その他くは言語の機能に障害を残すとき		15%
（4） 歯に五以上の欠損を生じたとき		5%
5 外視（ぼう）（顔面・頸部・頸けい部という）の障		
（1） 外視（ぼう）（顔面・頸部・頸けい部という）の障		15%
（2） 外視（ぼう）に機能（顔面においては直径2センチメートルの線状（はんこ）長3センチメートルの線状（じん）程度をいう。）を残すとき		3%
6 背（せ）の障害		
（1） 背（せ）に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき		40%
（2） 背（せ）に運動障害を残すとき		30%
（3） 背（せ）に奇形を残すとき		15%
7 腕（うで）の障害		
（1） 腕（うで）が一腕以上欠けたとき		60%
（2） 腕（うで）が一腕の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く失ったとき		5%
（3） 腕（うで）が一腕の三大関節中の一関節の機能を全く失ったとき		35%
（4） 腕（うで）が一腕の機能に障害を残すとき		5%
8 手（て）の障害		
（1） 一手の拇指を指関節（指関節開閉）以上で失ったとき		20%
（2） 一手の拇指の機能に著しい障害を残すとき		15%
（3） 拇指以外の一指を第二指関節（遠位指関節開閉）以上で失ったとき		8%
（4） 拇指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき		5%
9 足（あし）の障害		
（1） 一足の第一足指を趾（し）関節（指関節開閉）以上で失ったとき		10%
（2） 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき		8%
（3） 第一足指以外の一足指を第二趾（し）関節（遠位指関節開閉）以上で失ったとき		5%
（4） 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき		3%
10 その他身体の著しい機能に著しい障害を残すことができること		100%

注 第7号、第8号及び第9号の規定中「以上」とは、当該箇節より直前に近い部分を含みます。

別表第3（第8条第2項関係）

- （1） 両眼の視視力が0.06以下になっていること。
 - （2） その他くは言語の機能を失っていること。
 - （3） 両耳の聴力を失っていること。
 - （4） 両足指の指関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
 - （5） 一下肢の関節の障害のため身体の自由な自主に摂食、洗面等の起居動作に阻害されていること。
 - （6） 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が自主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - （7） その他上記各条の合併障害のため身体の自由が自主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- （注） 第4号の規定中「以上」とは、当該箇節より直前に近い部分を含みます。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員
東京都知事登録旅行業第2-7834号
合同会社 ACT
〒183-0035 東京都府中市西四谷3-27-1